

箕輪町松島大原公園墓地内
合葬式墓地「ふきはら落原おかの丘」
募集のご案内



問い合わせ先

箕輪町役場 住民環境課 生活環境係

電話：0265-79-3154

メールアドレス：jukan@town.minowa.lg.jp

1 合葬式墓地とは

合葬式墓地は、一つの納骨室の中に多くの方のご遺骨を埋蔵する墓地です。使用者が維持管理を行う必要がないため、少子化や核家族化などの理由から墓地の承継が難しい方なども、生前に申し込みいただき利用することが可能です。

建物内部には、個別に骨壺を埋蔵する棚を設け、地下室にはご遺骨を直接埋蔵するスペースを備えた施設となっています。

2 施設概要

(1) 建物構造：鉄筋コンクリート造平屋建て

(2) 建築面積：約16㎡

(3) 建物高さ：約3.5m

(4) 付帯設備：焼香台、花立、献花台、墓誌

(5) 駐車場：正面6台（車いす用1台）

松島大原公園墓地内に別途駐車場あり

3 埋蔵方式

(1) 個別埋蔵方式・・・許可日から15年間、ご遺骨を骨壺等に納めたまま納骨棚へ保管し、その後納骨室地下のスペースに共同埋蔵する。

(2) 共同埋蔵方式・・・ご遺骨を直接納骨室地下のスペースに共同埋蔵する。

4 募集数

(1) 個別埋蔵場所200体

(2) 共同埋蔵場所800体

5 お申し込みができる方

次のいずれにも該当する方

(1) 箕輪町に住民登録がある方又は本籍がある方

(2) 現在箕輪町公園墓地内の一般聖地の使用許可を受けていない方

※箕輪町公園墓地内の一般聖地の使用許可を受けている方が合葬式墓地を使用する場合は一般聖地の返還が必要になります。

6 使用料

箕輪町合葬式墓地の使用料については下記の表のようになります。

一体につき	箕輪町に住民登録がある方	箕輪町に本籍のみある方
(1) 個別埋蔵方式	150,000 円	187,500 円
(2) 共同埋蔵方式	50,000 円	62,500 円

※別途埋蔵手数料6,500円(税別)が埋蔵を預託する際にかかります。

※毎年の管理料はかかりません。

※合葬式墓地への埋蔵は、個人単位となります。例えば、ご夫婦や家族単位での埋蔵を希望される場合でも、一体毎に使用料を収めていただきます。

※共同埋蔵場所の未使用または個別埋蔵場所については、許可を受けた日から5年以内に使用の中止をした場合に限り、使用料の3分の1相当額の還付を受けることができます。

7 申込方法

申請書により、お一人ずつ(すでにご遺骨をお持ちの場合1体ずつ)申し込んでいただきます。

7-1 申込受付、7-2 必要書類については、下記ようになります。

申し込みの流れにつきましては別紙の「申し込みの流れ」をご覧ください。

7-1 申込受付

受付期間：随時受付

受付場所：箕輪町役場1階 住民環境課 生活環境係

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

※(土・日曜日、祝日・年末年始を除く)

申請書等の様式は、生活環境係でお受取り又は箕輪町ホームページからダウンロードができます。

7-2 必要書類

(1) 共通書類 (各1通)

- ・合葬式墳墓使用許可申請書
- ・申請者の住民票の写しまたは戸籍抄本等

※町外在住者は、本籍の記載されたもの

(2) 上記共通書類のほか必要な書類

①箕輪町公園墓地一般聖地使用者が合葬式墓地の使用を申請する時

- ・箕輪町公園墓地返還届

②将来において自己のご遺骨を埋蔵使用とする時

- ・箕輪町公園墓地合葬式墳墓立会人選定(変更)申請書
- ・立会人の住民票の写し

8 申込みにあたっての注意事項

- (1) 合葬式墓地には、使用許可書に記載した埋蔵される者(被埋蔵者)のみ埋蔵することができます。なお、被埋蔵者の変更はできません。
- (2) 個別埋蔵場所に埋蔵されたご遺骨(骨壺)は、許可された日から**15年間**を経過すると、ご遺骨のみを共同埋蔵場所へ移し、永年に埋葬されます。この時には使用料は必要ありません。
- (3) 個別埋蔵場所の利用者は、許可した日から15年以内であればご遺骨の返還を求めることができます。
- (4) 共同埋蔵場所に埋蔵されたご遺骨は、返還することはできません。

9 使用料の納入と許可書の送付

申請書類の内容を確認し、後日納付書を郵送しますので、15日以内に納付書記載の指定金融機関にて納付してください。

納入の確認ができた方から、使用許可証を発行し、郵送します。

使用許可証は、納骨等の際にも必要となりますので、紛失しないよう大切に保管してください。

10 ご遺骨の容器の基準

個別埋蔵場所に埋蔵するご遺骨を収める容器は、下記基準に適合するものでなければなりません。

- (1) 幅22cm以下、高さ26cm以下、奥行き22cm以下であること。
- (2) 材質は、陶磁器その他ご遺骨の埋蔵に適したものであること。
- (3) 箱等の外装を施していないこと。

11 埋蔵の流れ

合葬式墓地への埋蔵は町が指定する下記の業者が行います。

【有限会社みのわ造花】

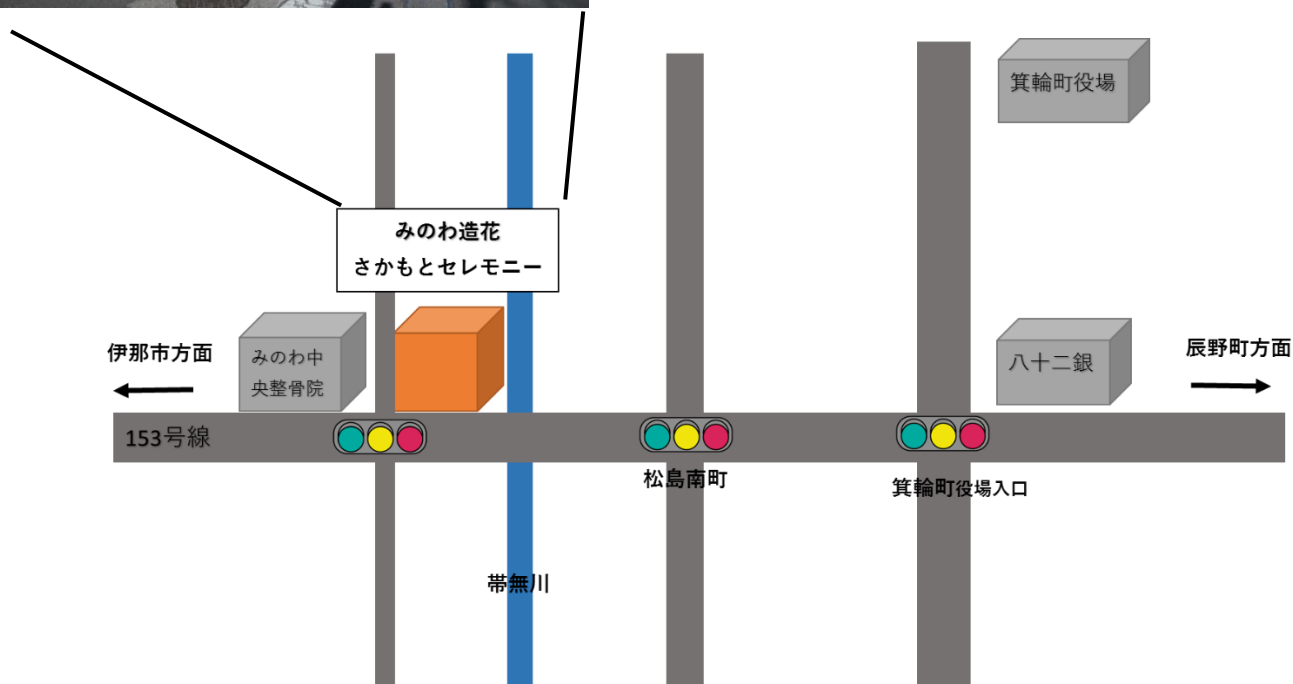
預託場所：みのわ造花さかもとセレモニー

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪13065番地

(下記に案内図掲載)

電話：0265-79-2536

受付時間：9:00～17:00



みのわ造花さかもとセレモニー案内図

使用許可証が発行された後、埋蔵の準備ができましたら、使用者または立会人等は、みのわ造花へご遺骨を預託する予定日の**3日前までに**電話予約をし、予約した日時にみのわ造花へ下記のものを持参し預託します。

(1) 預託のご遺骨

※個別埋蔵については、4ページの「10 ご遺骨の容器の基準」に適合するものを用意する。

(2) 合葬式墓地使用許可証

(3) 埋葬許可証又は改葬許可証

預託後、みのわ造花が合葬式墓地に預かったご遺骨を個別埋蔵場所又は共同埋蔵場所へ埋蔵します。使用者又は立会人等は埋蔵場所へは入ることができませんのでご注意ください。

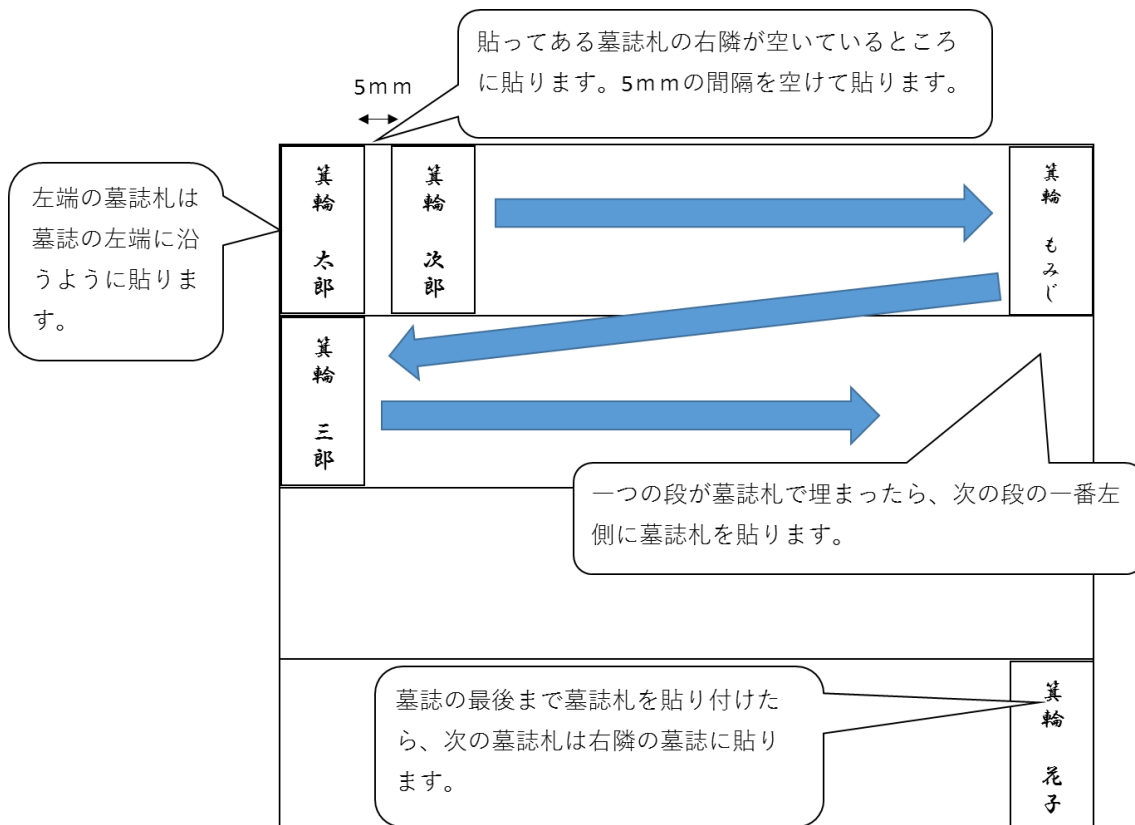
12 氏名等の掲示

合葬式墓地の正面右側に合葬式墓地用の墓誌を設けております。氏名等の掲示を希望される場合は、許可証の発行後、許可証を持参して役場住民環境課生活環境係にお越しくください。墓誌に貼り付ける墓誌札（大きさ縦20cm×横10cmの石板になります。）をお渡しします。

なお、墓誌札の費用負担はありませんが、埋蔵される方の氏名等は使用者又は立会人等が刻むものとし、これに要する費用と墓誌へ貼り付ける費用については使用者又は立会人等のご負担となります。

墓誌のルール

- (1) 墓誌札はご遺骨1体につき1枚とし、貼り付け後にお返しすることはできません。
- (2) 墓誌札には、下記に該当するものを刻むことや、表示することはできません。
 - ・公序良俗に反するもの
 - ・その他墓地の管理上不適当と認められるもの
- (3) 墓誌札の墓誌への貼り付けは、東側の墓誌の左上から右隣に、5mmの間隔で貼り付けてください。段が埋まっている場合は一段下の左端から貼り付けてください。（次ページのイメージ図参照）



墓誌への墓誌札の貼り付け方 イメージ図

13 参拝方法

合葬式墓地の建物正面に設けられた参拝スペース（焼香台、献花台）で、自由にお参りできます。

なお、納骨室への立入りはできません。また、町で供養等を行いません。

14 使用上の注意事項等

(1) 死体埋葬の禁止

合葬式墓地は死体（火葬していない遺体）を埋葬することはできません。

(2) 箕輪町公園墓地内の一般聖地との同時使用の禁止

現在一般聖地の使用許可を受けている方は、合葬式墓地の使用許可を受けることはできません。合葬式墓地を使用する場合は、一般聖地の返還の手続きをしてください。

(3) 申請事項の変更

住所等、申請事項に変更があった場合は直ちに変更の手続きをしてください。

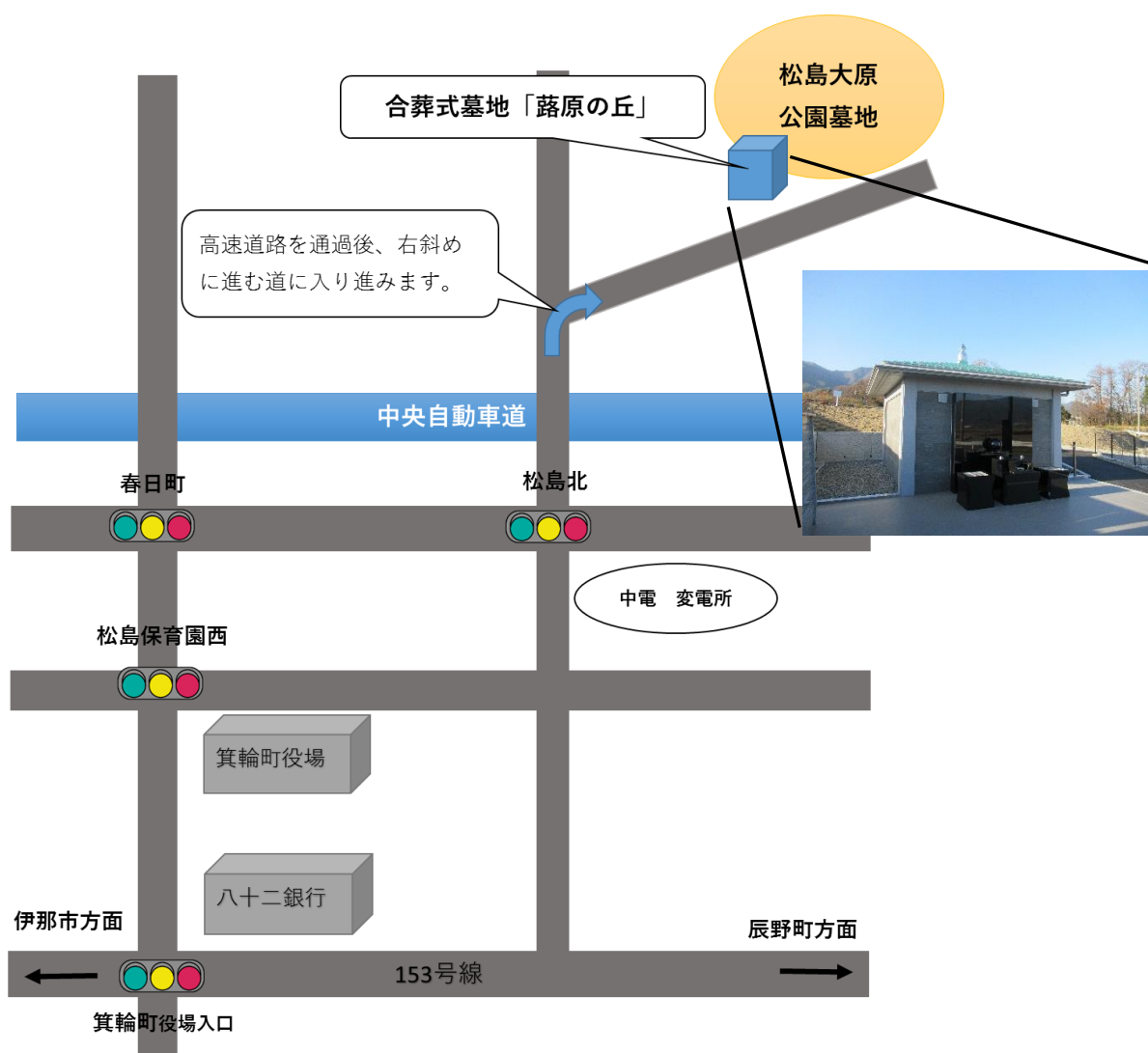
(4) 使用許可の取消し

次の場合には使用許可を取消すことがあります。

- ①合葬式墓地使用権を譲渡し、または転貸したとき。
- ②偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- ③合葬式墓地使用者と埋蔵される方が同一人物である場合において、当該者が住所不明となってから5年を経過してもご遺骨が埋蔵されないとき。
- ④その他箕輪町公園墓地条例又はこの墓地条例に基づく規則に違反したとき。

15 合葬式墓地 案内図

住所：長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪11217番地1、2



16 合葬式墓地に関するQ&A

Q. どのような人が利用できますか。

A. 町内に住民票又は本籍がある方で、箕輪町公園墓地の一般聖地の使用許可を受けていない方が利用できます。

Q. 生前の自己のご遺骨の埋蔵を予約することはできますか。

A. 予約は可能です。予約する際に立会人を指定して申請していただく必要があります。ただし個別埋蔵方式については、許可した日から15年間は個別の埋蔵機関となりますのでご注意ください。生前に予約されると埋蔵されていない期間も含まれます。

Q. 申請時に使用料を納付する必要がありますか。

A. 申請書類の確認後に納付書を郵送します。郵送後、15日以内に納付をお願いします。

個別埋蔵方式150,000円（本籍のみ箕輪町の方は187,500円）

共同埋蔵方式50,000円（本籍のみ箕輪町の方は62,500円）

Q. 使用料以外に将来お金がかかる場合がありますか。

A. 別途埋蔵手数料が6,500円（税別）かかります。管理料等はありません。

Q. 合葬式墓地に埋蔵する人の氏名を掲示することはできますか。

A. 合葬式墓地に付属している墓誌に、氏名等を刻んだ墓誌札を貼ることができます。墓誌札は許可証発行後に無償でお渡しします。墓誌札への氏名等の刻みと貼り付けは使用者又は立会人等のご負担となります。

また貼り付ける際のルールは6ページをご参照ください。

Q. 合葬式墓地からご遺骨を返還してもらうことはできますか。

A. 個別埋蔵場所のみ、許可日から15年経過する前に使用中止の手続きをした場合は、ご遺骨を返還することができます。

Q. 納骨室の中に入って参拝することはできますか。

A. 納骨室へは入ることができません。合葬式墓地の正面に参拝できる場所があります。

Q. 共同埋蔵場所に埋蔵した際、骨壺は処分してもらえますか。

A. ご遺骨を埋蔵後の骨壺は町の指定者である有限会社みのわ造花が処分します。